

所得票の調査項目の追加・変更（見直し案）

平成 30 年 11 月 19 日
世帯統計室

＜追加・変更理由＞

総務省が実施する「全国消費実態調査」では、OECD 基準改定による所得定義の新基準及び OECD の等価可処分所得の算出基準見直しに対応するため、2019 年調査から調査項目の変更を予定しており、統計委員会人口・社会統計部会で審議されている。

部会での審議を踏まえ、本省が実施する「国民生活基礎調査【所得票】」においても同様に対応するため、追加の変更を行うこととしたい。

【OECD 所得定義の改定による追加変更】

- 1 「企業年金・個人年金等」による所得について、「企業年金」と「個人年金等」に分けて把握
- 2 「企業年金・個人年金等」の掛金の支出について、「企業年金」と「個人年金等」に分けて把握
- 3 1 年間の仕送りをした額の把握

(参考) OECD の所得定義の変更点

		改正後	現行
所得項目	所得	・ 財産所得 (個人年金)	・ 財産所得 (個人年金・企業年金等を含む)
	経常移転収入	・ 企業年金等給付 ←	
支出項目	経常移転支出	・ 企業年金等支出	—
		・ 仕送りの支出金	—

相対的貧困率の算出に = 総所得 - (税・社会保険料 + 企業年金の掛金支出 + 仕送りの支出金)
用いる可処分所得

【OECD の等価可処分所得の算出基準見直しによる追加変更】

- 1 「固定資産税」を「固定資産税・都市計画税」として把握
- 2 「自動車税、軽自動車税、自動車重量税」を把握

(参考) OECD の等価可処分所得 算出基準の変更点

新算出基準	旧算出基準
所得及び資産に対し課される直接税を控除 ※全国消費実態調査においては、 <u>固定資産税、都市計画税、自動車税、軽自動車税、自動車重量税</u> を含めると整理	世帯により直接支払われる税を控除 → 資産保有税の扱いが不明確

○ 新旧対照表 (案)

2019年(案)	2016(平成28)年
<p>(変更)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>企業年金</p> <p>11 万円</p> <p>千 百 十 一</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>企業年金・個人年金等による所得</p> <p>確定給付企業年金、確定拠出年金(企業型)、中小企業退職金共済等からの受取額を記入してください。</p> <p>一時金として受給した給付(退職一時金等)はごまかせん。</p> <p>生命保険会社・かんぽ生命・銀行・証券会社などの個人年金及び年金型商品、国民年金基金、農業者年金などからの受取額を記入してください。</p> <p>厚生年金基金からの年金は、「公的年金・恩給」に記入してください。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>個人年金等</p> <p>12 万円</p> <p>千 百 十 一</p> </div> </div>	<p>(変更)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>企業年金・個人年金等</p> <p>11 万円</p> <p>千 百 十 一</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>企業年金・個人年金等による所得</p> <p>企業年金、生命保険会社・かんぽ生命・銀行・証券会社などの個人年金及び年金型商品、国民年金基金、農業者年金などからの受取額を記入してください。</p> <p>厚生年金基金からの年金は、「公的年金・恩給」に記入してください。</p> </div> </div>
<p>(変更・新規) (質問6)</p> <p>質問6 2018(平成30)年度の固定資産税・都市計画税や自動車税等(自動車税、軽自動車税、自動車重税)の課税はありましたか。</p> <p>あてはまる番号に○をつけ、1に○をつけた方は金額も記入してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>固定資産税</p> <p>1 課税あり</p> <p>2 課税なし</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>都市計画税</p> <p>1 課税あり</p> <p>2 課税なし</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>万円</p> <p>千 百 十 一</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 30%;"> <p>自動車税等</p> <p>1 課税あり</p> <p>2 課税なし</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>万円</p> <p>千 百 十 一</p> </div> </div> <p>千円未満は四捨五入して、千円単位で右つめに記入してください。(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)</p>	<p>(変更)</p> <p>質問6 平成27年度の固定資産税の課税はありましたか。</p> <p>あてはまる番号に○をつけ、1に○をつけた方は金額も記入してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>1 課税あり</p> <p>2 課税なし</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>固定資産税</p> <p>万円</p> <p>千 百 十 一</p> </div> </div> <p>千円未満は四捨五入して、千円単位で右つめに記入してください。(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)</p>
<p>(変更) (質問7)</p> <p>質問7 2018(平成30)年分の企業年金や個人年金等の掛金を支払いましたか。</p> <p>あてはまる番号に○をつけ、1に○をつけた方は金額も記入してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>企業年金</p> <p>1 支払いあり</p> <p>2 支払いなし</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>個人年金等</p> <p>1 支払いあり</p> <p>2 支払いなし</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>万円</p> <p>千 百 十 一</p> </div> </div> <p>千円未満は四捨五入して、千円単位で右つめに記入してください。(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)</p>	<p>(変更)</p> <p>質問7 平成27年分の企業年金・個人年金等の掛金を支払いましたか。</p> <p>あてはまる番号に○をつけ、1に○をつけた方は金額も記入してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>1 支払いあり</p> <p>2 支払いなし</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>企業年金・個人年金等</p> <p>万円</p> <p>千 百 十 一</p> </div> </div> <p>千円未満は四捨五入して、千円単位で右つめに記入してください。(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)</p>
<p>(新規) (問8)</p> <p>質問8 あなたは昨年1年間(2018(平成30)年1月~12月)に仕送りをしましたか。</p> <p>定期的又は継続的に送った1年間の商品の額を記入してください。品物は、時価に換算した額を記入してください。</p> <p>あてはまる番号に○をつけ、1に○をつけた方は金額も記入してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>1 仕送りをした</p> <p>2 仕送りをしていない</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>仕送りした金額</p> <p>万円</p> <p>千 百 十 一</p> </div> </div> <p>万円未満は四捨五入して、万円単位で右つめに記入してください。(1~4,999円は「0万円」、5,000~14,999円は「1万円」)</p>	